

うるま市介護予防・日常生活支援総合事業
通所型サービス・活動A業務委託契約書（案）

うるま市長 中村 正人（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）との間に、介護予防・日常生活支援サービス事業通所型サービス・活動Aの業務委託について、次の条項により契約を締結する。

（業務の内容）

第1条 甲が乙に委託する業務の内容は、うるま市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年うるま市告示第30号）、うるま市介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスA（運動機能向上）実施要綱（平成31年うるま市告示99号）、うるま市介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスA（認知機能向上）実施要綱（平成31年うるま市告示100号）（以下「要綱等」という。）に基づき、うるま市介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス・活動A業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）の定めるところによる。

（実施方法）

第2条 乙は、本契約書、仕様書及び「うるま市介護予防・日常生活支援サービス事業通所型サービス・活動A公募型プロポーザルにおいて提案した提案書」に基づき委託業務を実施するものとする。

（契約期間）

第3条 本契約の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、うるま市契約規則（平成19年うるま市規則第9号）第6条第2項第7号により免除とする。

（事業実績報告）

第5条 乙は、毎月実績報告書と実績明細書を作成し、事業を実施した月の翌月10日まで（3月については、当月末日まで）に甲に提出し、甲の承認を得なければならない。

（委託料）

第6条 委託料は、事業実施1回あたりの単価金額_____円（消費税非課税）に、実施回数を乗じて算出された金額とする。

2 本事業は、消費税法施行令第14条の2第3項第12号の規定に基づき厚生労働大臣

が指定する資産の譲渡等の一部を改正する件（平成２７年厚生労働省告示第２３１号）に基づき、非課税とする。

３ 委託料のほかに別途請求される費用はないものとする。

（委託料の支払い）

第７条 甲は、第５条に規定する事業実績報告により、履行を確認した後、適正であると認める場合には、１月ごとに委託料を支払うものとする。

２ 甲は、乙の適法な請求を受理したその日から起算して３０日以内に委託料を支払うものとする。

（経理）

第８条 乙は、本事業の実施に係る経理と他の業務に係る経理とを明確に区別しなければならない。

（中心となる担当者の選定）

第９条 乙は、委託業務の実施に当たり、中心となる担当者を定めることにより責任の所在を明確にするものとする。

（再委託の禁止）

第１０条 乙は委託業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（権利義務の譲渡等）

第１１条 乙は、本契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

（仕様書等の変更）

第１２条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書又は業務に関する指示（以下「仕様書等」という。）の変更内容を乙に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは契約期間若しくは委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（安全管理マニュアルの作成）

第１３条 乙は、委託業務を安全に実施するため、事故発生時の対応を含めた安全管理マニュアルを作成し、有事に際して速やかに対応できる体制を整えなければならない。

２ 乙は、作成した安全管理マニュアルを契約締結後速やかに乙に提出しなければならない。

い。

(事故報告の義務)

第14条 乙は、委託業務に係る事故等が発生したときは、その処置を行った内容等を速やかに甲に報告するものとする。

(秘密の保持)

第15条 乙は委託業務の執行にあたり知り得た個人情報その他の事項を正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、委託業務の実施にあたり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、うるま市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号）、うるま市個人情報の保護に関する法律施行規則（令和5年規則第22号）及びうるま市個人情報の取扱いに関する特記仕様書を遵守しなければならない。

(損害の負担)

第17条 委託業務の実施について生じた損害は、乙の負担とする。但し、甲が乙の責めに帰すべきことが適当でないと認める場合は、この限りではない。

(契約の解除)

第18条 甲は乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙の責に帰すべき理由により契約期間の契約を履行せず、又は履行の見込みがないと甲が認めるとき。
- (2) 本契約の履行について、乙に不正な行為があったとき。
- (3) 乙が、本契約条項に違反したとき。
- (4) 甲又は乙から本契約の解除の申し出があり、これに甲乙双方が合意したとき。

2 甲が前項第4号に規定する理由により本契約を解除したときは、甲は当該解除した日までに進捗した乙の業務に相当する委託料を乙に支払うものとする。

(事業完了報告書の提出)

第19条 乙は、本契約期間終了後、事業完了報告書を令和9年4月30日までに、甲に提出し、審査を受けるものとする。

(関係書類の整備)

第20条 乙は、業務を遂行するにあたり、利用者に関する必要な記録を整備し、事業完了の日から5年間保存しなければならない。

(実施調査等)

第21条 甲は、必要があると認めたときは、委託業務の実施及び収支状況について随時実地調査を行い、乙に対し報告又は資料の提出を求めることができる。又、必要事項の指示をすることができる。

(業務執行方法の調整)

第22条 甲及び乙は、必要に応じ委託業務の執行方法について、仕様書に基づき調整し、双方は事業が適正かつ円滑に執行されるよう努めるものとする。

(契約外の事項)

第23条 本契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

(信義則)

第24条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

この契約の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 8 年 月 日

甲 うるま市みどり町一丁目1番1号

うるま市長 中 村 正 人

乙